

松平慶永、福沢諭吉著『通俗国権論』を読む

熊澤 恵里子

はじめに

松平慶永(春嶽)と福沢諭吉の個人的な交流は、慶永の孫康荘やすたか 幼名・信次郎)が慶應義塾幼年局和田義郎塾へ入学した明治十年二月に始まる。慶永にとつて、松平家家督相続人である康荘の教育は最重要課題であつた。^①康荘は明治十三年九月をもつて自己都合により退塾するが、その後も慶永と福沢との交流は続いた。慶永の日記である『礫川文藻 官私備忘』『礫川文藻 坐右日簿』によれば、慶永は福沢、和田への年始の挨拶は欠かすことはなかった。福井市立郷土歴史博物館所蔵の「春嶽公記念文庫」には、福沢自著献呈本が残されている。いずれも保存状態はよい。筆者は越前松平家と福沢諭吉の関係を調べるなかで、この福沢自著献呈本に出合った。^②『通俗国権論 全』と『帝室論 全』の二冊には、慶永直筆の朱点や朱書きがある。なかでも本稿で取り上げる『通俗国権論

全』は生麦事件など、幕末の政情ついでに福沢の記述に対して、慶永が当事者として今だから言える心情を吐露した第一級史料である。本稿では、福沢が語る幕末明治の政治・社会・風俗・文化を慶永はどう読んだのか、読み解いてみたい。

一 「福沢自著献呈本」

福沢自著献呈本を出版年順に並べると、次の通りである。福沢自著は、表紙または見返しに記されている。

①『分権論 全』明治十年十一月出版。表紙のオーナメントの枠外左上に福沢自著「呈 松平様」とある。見返し表に「礫川文庫」「養賢堂」、違い丁子の朱印あり。中表紙に「福澤氏蔵版印」「定価四十銭」の朱印が捺されている。

②『通俗民権論 全』明治十一年九月出版。見返し表に「礫川文庫」、

「養賢堂」、違い丁子の朱印あり。見返し裏に福沢自著「謹呈 春嶽公閣下 福澤諭吉」。中表紙に「福澤氏蔵版印」、「定価貳拾貳銭」の朱印が捺されている。

③『通俗国権論 全』明治十一年九月出版。見返し表に「礫川文庫」、「養賢堂」、違い丁子の朱印あり。見返し裏に、福沢自著「謹呈 春嶽公閣下 福澤諭吉」。中表紙に「福澤氏蔵版印」、「定価三拾五銭」の朱印が捺されている。緒言及び第一章、第五章に、慶永の書き込みがある。本書については、本稿で詳しく解説する。

④『通俗国権論 二編』明治十二年三月出版。見返し表に「礫川文庫」、「養賢堂」、違い丁子の朱印あり。見返し裏に福沢自著「謹呈 旧越前侯閣下 福澤諭吉」。中表紙に「福澤氏蔵版印」、「定価貳拾貳銭」の朱印が捺されている。

⑤『民情一新 全』明治十二年八月出版。茶色総クロス装丁で、「民情一新 全 福澤諭吉著」と背表紙に金文字で印字されている。見返し表に「礫川文庫」、「養賢堂」、違い丁子の朱印あり。見返し裏に福沢自著「謹呈 春嶽公閣下 福澤諭吉」。中表紙に「福澤氏蔵版印」の朱印あり。奥付あとの「福澤氏蔵版書目」の最後に「定価七十五銭」の朱印が捺されている。

⑥『時事小言 全』明治十四年七月出版。茶色総クロス装丁で、「時事小言 全 福澤諭吉著」と背表紙に金文字で印字されている。見返し表に「礫川文庫」、「養賢堂」、違い丁子の朱印あり。見返し裏に福沢自著「呈 春嶽公 下執事 福澤諭吉」と記されている。

⑦『帝室論 全』明治十五年五月出版。見返し表に「礫川文庫」、「養

賢堂」、違い丁子の朱印あり。見返し裏に福沢自著「呈 春嶽公閣下 明治十五年八月二十日 福澤諭吉」。中表紙に「慶應義塾蔵版之印」の印あり。本文一、十六頁に朱点、朱筆の圈点の書き込みあり。ただし、文章の書き込みはない。

以上の福沢自著本七冊に、『通貨論 全』（明治十一年五月出版）を加えた計八冊が「春嶽公記念文庫」に所蔵されている。

福沢自著本の出版年月を『礫川文藻 坐右日簿』と照合すると、自著本七冊のうち四冊の授受の記載が確認できる。献本はいずれも福沢自身または門人の旧臣、康莊を通して行われた。明治十一年九月十三日付日簿では、「福沢諭吉より同人著述通俗民権論一部即壹冊・通俗国権論壹部即壹冊、以酒井良明送られ候事」とあり、民権論と国権論が同時に慶永に謹呈されたことが判明する。十月一日付日簿には、「福沢諭吉へ直書を以西洋形菓子一箱ヲ送ル」とお礼状等を贈ったことが記されている。福沢から自著を託された酒井良明（よしあきら）は、当時康莊世話係を務めていた。

酒井良明は嘉永五年生まれ（一八五二～一九三〇）。福井藩士御留守居番の酒井金兵衛の二男で、生兵教授方手伝、歩兵所教授方手伝等を務めた後、明治四年十一月に洋学修行の為東京へ向かった^③。筑作秋坪塾を経て、二十三歳の明治七年十一月に慶應義塾へ入学した^④。卒業後は福沢邸に住み、明治十年二月に慶永の孫康莊が慶應義塾幼年局に入學すると、世話係を任せられ十二年九月まで務めた。同年十一月から三重県津中学校で教鞭を取り、翌十三年には校長に着任している。明治十五年には帰府し、慶應義塾及び幼稚舎の教員になっ

た。在職十余年の後三井（高保）家の教育係となり、その後三越呉服店監査役など実業家に転じた。⁵⁾

明治十四年十月十八日に、「福澤諭吉の佐々木千尋へ托し時事小言一冊ヲ呈ス」、十月二十一日「福澤諭吉へ生菓子一箱先達而時事小言壹冊被送候ニ付為挨拶以直書送之」とある。佐々木千尋（要之介）は天保五年生まれ、旧福井藩士で村田氏寿とともに『続再夢紀事』を編集した人物である。中根雪江（鞠負）の紹介で文久二年四月二十八日に平田篤胤の気吹舎へ入門している。明治三年には福井藩権大属となり、廃藩置県後も福井県から敦賀県時代まで県管理職を務めていたが、警視局等を経て、明治十四年九月から大分県大書記官に任じられ、十九年一月に非職となっている。⁶⁾

福沢自著献呈本の最後となったのは『帝室論』である。慶永日簿には明治十五年八月二十一日、「福沢諭吉ヨリ康莊へ托シ、帝室論壹部ヲ余ニ送ル」とある。ただし、『帝室論』の返礼の記載は見当たらない。当時慶永は壬午事変への対応に関わり多忙であった。

『帝室論』は「立憲帝政党の結成を契機として発表された福沢諭吉の天皇・皇室論」とされ、「帝室に政治的中立や社会秩序維持機能、精神的統合機能を期待した」。この帝室を政治から分離するという内容が尊王論者等から「帝室を軽んじるもの」として非難を受けた。⁷⁾慶永は「専制独裁」から「立憲国会ノ政府」への変化とその「精神ノ集点」を帝室が担うことは否定していない。敢えて『帝室論』への公の発言を控えているように思われる。『家譜』には福沢ならびに献呈本については一切登場しない。慶永は福沢とは公ではなく、

私的な付き合いに限定していたかのように見える。

唯一の記述は、明治十二年五月三十日条である。右大臣岩倉具視への福沢建白書「華族を武辺に導くの説」に対し、慶永が華族会館副館長鍋島直大へ提出した意見書である。すなわち、

福沢諭吉意見書別段異存ハ無之候得共、同族一般を束縛して兵事に従事せしむるハ適当トハ難申候、或ハ洋学ニ志サシ或ハ漢学ニ志サシ或ハ皇国学ニ志サスモノアリ、各自之志を全うするに若クハナシ、是等ノ諸学科ニ志サシテ目的なき輩ハ精誠武事に従事するを可とす、此段愚衷申陳也

とあり、慶永は福沢に理解を示しながらも、華族に兵事を強制せず、洋学、漢学、国学など各人の志に任せるという穏やかな意見であった。⁸⁾

福澤は慶永の勤勉で礼を重んずる性格を理解し、自著により慶永を啓蒙しようと試みたのではないか。福沢自著本は「礪川文庫」及び「養賢堂」の印があることから、慶永が自身の学びのために大切に保管していたと考えられる。『通俗国権論 全』は自身が関わった政治に、『帝室論』は自身が属する華族の職分について、朱筆の圈点が入り、熱心に読んだ形跡が窺える。

二 慶永、福沢諭吉著『通俗国権論』を読む

本書は福沢の政治論である。『通俗民権論』と同様に、一般向けに福沢が書いたものである。本の趣旨は、日本が「外国との交際を

急速に深めていくなかであつて、人民もまた外国交際の難しさと厳しさを知っておく必要があるという観点から、外国交際の現実を説くことであつた」とされる⁹⁾。

第一章では、慶永は婦人と民の力を評価する福沢に高評価を与えている。特に婦人が一家の中心であると称え、福沢の知見に「卓識可驚」と感嘆する。「家ノ子供ハ過半母ノ支配ニ在ルモノ」という福沢に、慶永は「権婦人ニアルヲ指示ス」と明解である。第二章、第三章では、福沢の説く国の主権と外国交際における注意点について大いに関心を示した慶永であつたが、生麦事件について福沢も知らない薩州島津の思惑を吐露する。「此時余総裁職タリ」と、島津の「奸謀」を回顧しつつ早いテンポで読み進んで行く。第四章、第五章では、福沢が説く文明開化の表裏に慶永は共感すると共に、西洋心酔者を名指して「可嘆」と述べた。福沢は文明開化に流されることなく自身のために働き、財を作り、ひいては国を豊かにする具体的事例を挙げた。これが本書では再三強調される。富裕な一族が相続でもめたり、多くの女性に散財したりすることに福沢は失望を禁じ得ないのである。後の「華族を武辺に導くの説」で、福沢は華族が果たすべき役割を主張し、華族の非常識なふるまいや散財の可憐性に懸念を表明している¹⁰⁾。慶永は福沢の婉曲な華族批判をさらりとかわし、素直に福沢の意見に感動しつつも、ある一定の距離感を保持しつつ福沢の政治論を読解している。慶永は法華宗に詳しく、武を好み、愛国心に溢れているという洋学者福沢の意外な素顔を讀み取っている。

三 福沢諭吉著『通俗国権論』と慶永書き込み

―緒言・第一章・第二章・第三章・第四章・第五章―

松平慶永の朱筆の書き込みは、自身が政治総裁職を務めた幕末の政治・社会に関するものが中心である。『通俗国権論 全』は全七章、緒言と跋文から成り、慶永の朱筆の書き込みと圏点は緒言及び第一章から第五章に記されている。本稿では緒言から第五章について、慶永の書き込み箇所を加える形で作成した。多少の煩雑さは否めないが、慶永書き込み箇所は、次の形式で記入することとした。

慶永の朱筆の圏点(白丸・二重丸)は二重線で、朱筆の圏点(ゴマ点)は一重線で示した。朱筆の文章・語句の書き込みについては、上欄外・左右欄外への書き込みは【】で記し、書き込みが示す福沢文の最も適切と考えられる箇所に入れた。本文中への書き込みは《》で記した。紙幅の関係で福沢文を略したおよその行数は()に明記した(写真参照)。福沢文は基本的に常用漢字を用い、氏はトモ、氏はトキと表記した。

通俗国権論緒言

本年六月中通俗民権論一冊ヲ記シテ未タ印刷ニ附セズ蓋シ内国ニ在テ民権ヲ主張スルハ外国ニ対シテ国権ヲ張ランガ為ナリ我國開關^{君主專制故ナリ}以来民権ノ議論ヲ聞カズ加之其文字ヲモ見タル事ナシ然ルニ嘉永開國ノ後ニ至テ始テ此論ヲ聞キ此字ヲ見ルハ何ソヤ日本ニテハ外国ノ交際アラザレバ民権モ亦起ラザルノ証ナリ故ニ民権ト国権トハ正シ

贅沢品ノ上等社会ニ用ル品ハ格別ノ高二非ズ金高ノ嵩ムモノハ金巾
 メリンス唐綾其外都テ日常中等以下ノ民間ニ用ル品ノミサレバ外国
 貿易ノ本モ上等社会ニアラズシテ却テ民間ニ在リト云ハザルヲ得ズ
 右ノ如ク家ノ本ハ婦人ニ在リ天下ノ本ハ民間ニ在リ此言果シテ事実
 ニ証シテ疑ナクバ国ノ富强モ文明モ先ツ婦人ト民間トニ相談セズシ
 テハ叶ハヌ事ナラン然ルニ今世ノ中ノ学者ヲ見レバ其論スル所何レ
 皮相論トシルベシ【卓見】
 モ尤ニ聞ヘザルハナシ政府ノ有様ヲ察スレバ其処置何レモ尤ニ見ヘ
 ザルハナシ如何ニモ申分ナキガ如クナレトモ唯如何セン政府ハ政府
 ノ帷幄談【此論最妙】学者ハ学者ノ書齋論ニシテ下等社会ニ通スルノ路ナク其有
 様ハ床下ニ在テ楼上ノ談ヲ聞クガ如シ王制一新政府ノ改マリタル訳
 ケヲモ十年ノ今日ニシテ始テ解シタル歟或ハ尚覺束ナシト云フ可キ
 此人民ヘ如何ナル布告文ヲ示スモ如何ナル著書新聞社説ヲ読ミ聞ス
 ルモ蛙ノ面ニ水ノ間流シニシテ百日ノ説法ハ百日ノ手間潰シノミ然
 リト雖トモ此人民決シテ蛙ニ非ズ真ニ日本国ノ本ニシテ天下經濟ノ
 源ナレバ如何ニモシテ相談ヲ遂ルノ路ヲ求メザルヲ得ズ依テ今爰ニ
 外国交際ノ事ヲ論シ通俗ノ文ヲ以テ婦人ト下等ノ民間トニ対シテ余
 輩ノ所見ヲ告ケ示サントス看官若シ之ヲ間流シニスル事ナクバ著者
 ノ本意ノミナラズ或ハ天下ノ大幸ナラン

(以下九行略)

第二章 国権ヲ重ンスル事

一 国ハ猶一家ノ如シ家アレバ茲ニ仕来リノ風アリ之ヲ家風ト云フ質

素儉約ナル家風アリ奢修華美ナル家風アリ【福沢ハ法華宗ト見エテ法華宗ヲ
多クイヘリ】（即一尙）
 仏ヲ祭レトモ真宗ハ一仏ニシテ先祖ノ位牌モナキ家風ナリ既ニ家風
 アレバ亦此家風ヲ護ルノ権アリ權トハ我ノ簡次第二シテ他人ヨリ差
 凶スル事ノ叶ハヌカト云フ義ニシテ「我家ニ如何ナル普請スルモ如
 何ナル衣服ヲ着用スルモ物ヲ売ルモ物ヲ買フモ人ヲ招クモ來客ヲ断
 ルモ神ヲ祭ルモ仏ヲ信スルモ自由自在勝手次第ニシテ聊モ他人ノ喙
 ヲ容ル、事能ハザル所ノモノナレバ」若シモ他ヨリ之ヲ犯シテ我邪
 魔ヲスル者アレバ力ヅクニテ之ヲ取押ヘ時宜ニ依リテ防禦ノ為ニハ
 其者ヲ打殺スモ可ナリ一家ヲ護ル權ト云フ

国モ亦斯ノ如シ農業ヲ勉ル国風アリ商売ヲ勉ル国風アリ鎖国ノ国風
 アリ開国ノ国風アリ仏法ヲ信スル国アレバ耶蘇ヲ信スル国アリ婦人
 ヲ貴フ国アレバ男子ヲ貴フ国アリ喪服ニ白ヲ用ル者アリ黒ヲ用ル者
 アリ立ツヲ礼トスル者アリ跪ツクヲ礼トスル者アリ既ニ国風アレバ
 此国風ヲ守ルモ此国風ヲ変スルモ今日コレヲ變シテ明日又コレヲ改
 ルモ自由自在勝手次第ニシテ聊モ他人ノ差凶ス可キ所ニ非ズ之ヲ
 一國ノ權ト云フ若シモ他ヨリ之ヲ犯シテ我国ノ邪魔ヲスル者アレバ
 之ヲ国権ヲ犯スノ無礼ト云フ無礼者ハ之ヲ打払テ可ナリ遠慮ニ及ハ
 ザル事ナリ

我日本ハ古來鎖国ノ風ナリシガ嘉永年中亞米利加ヨリ使者ヲ以テ書
 ハルリシ云ク日本ハ追々開港ニナリテ開化ノ度ニ從ツテ國大變革
 面ヲ差出し鎖国ノ古風ヲ變シテ外國ト付合ヲ始メ國産ノ品ヲ互ニ
 交易シテハ如何トノ掛合ニテ其時ニハ國內ニ様々ノ異存モアリテ議
 【果シテ維新ノ大變革ヲ生スハルリースノ名言至今虛ナラス】

論紛々タリシガ詰ル所ハ彼ノ注文通りニ条約ヲ結テ港ヲ開ク事トハ

為レリ此開港ノ一条ニ就テ國ノ利害ヲ以テ云ヘバ損亡バカリニ非ス
 開港二十年以來日本人モ學問ヲ勉メ物産ノ道ヲモ開キ就中旧政府ヲ
 改メテ新政府ト為シ人民モ自主自由ナド云フ事ヲ唱ルニ至リシハ全
 ク開港ノ致ス所ニシテ回り回リテハ我利益ト為リシ事モ多シト雖ト
 【未開ノ國ニ來ルハ米人數艘ノ軍艦ヲ以テ導來ルモ無理ナラスト思ヘリ】
 モ最初亞米利加人ノ來ルトキニ數隻ノ軍艦ヲ仕立テ、騒々シク我海
 岸ニ乘込ミタルハ無礼ト云フ可シ眞実使者ナレハ軍艦一隻ニて沢山
 ナリ然ルニ無用ノ船ヲ幾隻モ乘入レタルハ我國ヲ威ス者ト見做サザ
 ルヲ得ズ或ハ土地人情不案内ノ日本ヘ初テ來ル事ニテ非常ヲ用心シ
 タルモノト云ヘバ云フ可キナレトモ余輩ニ於テハ少ク不平ナキヲ得
 ズ】

亞米利加トノ談判既ニ整ヒ其後英吉利仏蘭西等ノ國人モ追追ニ渡來
 シテ條約ヲ結ビ先ツ横浜長崎箱館ノ三港ヲ開テ交易商売ヲ始メタレ
 トモ（以下四行略）十里外ハ別段ノ免許ナクテハ旅行相成ラズトノ
 旨ヲ條約ニ記シタリ之ヲ條約規程ト名ツク譬ヘバ横浜ヨリ西ノ方小
 田原ノ手前酒匂川マデ十里ナルユヘ酒匂川ヲ以テ條約規程ト定メ此
 処ニ横文字ノ高札アリ東海道往來ノ人ハ之ヲ見タル事モアラン

英吉利條約第三條ニ云ク 各國ノ條約大同小異今假ニ 日本開港ノ場所ニ於テ
 貌利太臣（イギリス）亞臣民（英國人）ノ事ナリ以下略シテ英人ト記ス）遊歩ノ
 規定左ノ如シ（以下十一行略）

右ノ如ク定メ其後江戸大坂ノ開市、神戸新潟ノ開港ニモ及ビ夫々遊
 歩規程ノ改マリタル事モアレトモ此規程ノ内トテ唯其遊歩往來ヲ許
 スマデノ事ニシテ外國人ハ勝手次第ニ亂暴シテ苦シカラズト云フニ
 ハ非ズ日本人ノ守ル可キ法度ハ外國人モ固ヨリ之ヲ守ラサル可ラズ

譬ヘバ謂レナク田畑ヲ荒ラスハ日本ノ禁制ナリ外國人モ之ヲ犯ス可
 ラズ、人家近キ所ニテ鉄砲ヲ放ツ可ラズトノ法ハ日本人モ外國人モ
 共ニ守ル可キモノナリ「假令ヒ些細ナル事柄ニテモ外國人ニ限リテ
 之ヲ許シ日本人ニハ許サズト云フ箇条ハ條約ノ面ニ決シテ記シタル
 事ナシ」唯日本人ト外國人トノ間ニ爭論ノ起リシトキ日本ノ人原告
 ニテ外國人ニ罪アレバ其罪ハ外國ノ法ヲ以テ之ヲ罰シ外國ノ人原告
 ニテ日本人ニ罪アレバ日本ノ法ヲ以テ其罪人ヲ処置スルトノ約束ア
 ルノミ

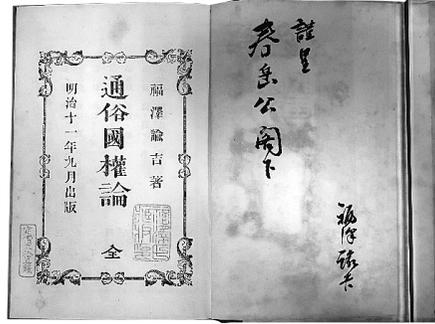
英吉利條約第五條ニ

英國人ニ對シテ惡事ヲ為セル日本人ハ日本司人ニテ糺シ日本法度

ニ隨テ罪ス可シ日本人或ハ外國ノ臣民ニ對シテ惡事ヲ為セル英國
 人ハ「領事コンシユル」或ハ他ノ官人ニテ糺シ英國ノ法度ニ隨テ罪ス
 可シ裁斷ハ双方ニ於テ偏頗ナカル可シ

全体西洋各國ノ風ニ從ヘバ外國ノ人ニテモ内國ノ人ニテモ其人ノ現
 二住居スル國土ノ法ヲ犯セバ其國法ヲ以テ罰ス可キ筈ナレトモ日本
 ト西洋諸國トハ全ク風俗モ殊ニシテ同ジ罪ニテモ処刑ノ法同様ナラ
 カリ（イギリス）故ニ斯クハ定メタル事ナリ之ヲ外國人ノ治外法權（エキステリ
 トリヤリチ）ト云フ即チ外國ノ政治ノ及フ可キ自國ノ外ナル日本ノ
 地ニ在テ尚自國ノ法ノ權力ヲ通用セシムルトノ義ナリ近來新聞紙ナ
 ドニ治外法權云々トアルハ此事ト知ル可シ都テ物ヲ知ラザルハ人ノ
 侮ヲ受ル本ナリ婦人女子ニテモ下等ノ民間ニテモ外國ノ條約書位ハ
 平生ノ心得ニ讀ム可キモノナリ

右ノ如ク外國人ハ假令ヒ旅行規程十里ノ内ニテモ日本ノ法律風俗ニ



註
春島公閣下

源修

八一
英國人ニ對シテ惡事ヲ爲セル日本人ハ日本司人ニテ亂シ
日本法度ニ隨テ罪ス可シ日本人或ハ外國ノ臣民ニ對シテ
惡事ヲ爲セル英國人ハ同シニ罪ス可シ或ハ他ノ官人ニテ亂シ
英國ノ法度ニ隨テ罪ス可シ裁斷ハ双方ニ於テ偏頗ナカル
可シ

全休西洋各國ノ風ニ從ヘバ外國ノ人ニテモ内國ノ人ニテモ
其人ノ現ニ住居スル國主ノ法ヲ犯セバ其國法ヲ以テ罰ス可
キ也又日本ト西洋諸國トハ全ク風俗モ殊ニシテ同シ罪
ニテモ處刑ノ法同探ナラザル故ニ斯ク規定セタルコトナリ之
ヲ外國人ノ治外法權ニキスラリト云フ即チ外國

ノ政治ハ及フ可キ自國ノ外ナル日本ノ地ニ在テ尙自國ノ法
ノ權力ヲ通用セシムルトノ義ナリ近來新聞紙ナドニ治外法
權云々トアルハ此事ト知ル可レ都テ物ヲ知ラザルハ人ノ侮
ヲ受ル本ナリ婦人女子ニテモ下等ノ民間ニテモ外國ノ條約
ヲ遵守スルハ平生ノ心得ニ識ム可キモノナリ

右ノ如ク外國人ハ假令モ旅行規程十里ノ内ニテモ日本ノ法
律風俗ニ從フ可キ答ナルニ今去ル丁未年文久二年薩摩
ノ島津公東海道通行ノ時武州生麥ニ於テ英國ノ人ニテナル
ドロンナル者馬ニ乘テ公ノ行列ヲ横切タルヲ以テ先供ノ衛
士コレヲ差留メントシテ遂ニ其場ニ切捨タリ元來日本ニ於
テ此ノ如クハ我國ノ法ヲ守ルニテスニ即チ國法ニ從フ

九一
日本ノ國法

大名人ノ行列ヲ衝テ者アレバ之ヲ切捨テ、妨チキテ數百年
來人民ノ普ク知ル所ニシテ之ヲ怪レム者モナク亦殊更ニ之
ヲ衝カントスルガ如キ狂人モナキユエ切捨ノ沙汰ハ古來極
テ稀ナレモ若シモ事實ニ於テ無禮スル者アレバ大名ノ体面
ニ於テ之ヲ許ス可ラザルハ風俗ニ又國法ナリ然レニ彼ノ英
人ハ日本ノ法ヲ知ラズ風習ヲモ心得ズ萬事不案内ノ身ヲ
求ムル以テ嗚呼ガハレシモ馬ニ乘テ島津家ノ行列ヲ亂リタルハ自
己ノ命ヲ求メテ死地ニ陥タル者ト云フ可ケレ更ニ訴フ可キ
所ナキ答ナレモ英國ノ政府ハ之ヲ口實ト爲シ翌文久三年二
月數艘ノ軍艦ヲ以テ政府ニ逼リ我英國ノ人民ハ條約ニ許サ
ズ

二
又同時ニ下ノ開ノ變アリ其譯ケハ當時日本國中攘夷ノ議論
盛ニシテ舊幕政府其始末ニ當惑シテ攘夷ニモ非ズ又開國
ニモ非ズ姑息曖昧ヲ以テ日一日ヲ過シ其間ニ京都ヨリハ既
ニ攘夷ノ命ヲ下タスナドノ職ニテ諸大名ノ中長州ノ毛利家
ノ利家ノ打掃ビハ故アルニシテ之ヲ以テ之ヲ以テ之ヲ以テ之
ヲ以テ之ヲ以テ之ヲ以テ之ヲ以テ之ヲ以テ之ヲ以テ之ヲ以テ之

従フ可キ筈ナルニ今ヲ去ル事十六年文久二年薩摩ノ島津公東海道通
 行ノトキ武州生麦ニ於テ英国ノ人「リチャルドソン」ナル者馬ニ乗
 テ公ノ行列ヲ横切タルヲ以テ先供ノ衛士コレヲ差留メントシテ遂ニ
 【三郎君供方切捨タルハ我国法ヲ守ルニアラス三郎君ノ深意アル事ニシテ云々不克言】
 其場二切捨タリ元来日本ニ於テ大名ノ行列ヲ衝ク者アレバ之ヲ切捨
 テ、妨ナキ事数百年來人民ノ普ク知ル所ニシテ之ヲ怪シム者モナク
 亦殊更ニ之ヲ衝カントスルガ如キ狂人モノナキユエ切捨ノ沙汰ハ古
 來極テ稀ナレトモ若シモ事實ニ於テ無礼スル者アレバ大名ノ体面ニ
 於テ之ヲ許ス可ラザルノ風ナリ又国法ナリ然ルニ彼ノ英人ハ日本ノ
 【英人ノ死地ニ陥タルハ自求ムルナリ薩人ノ殺害ハ深意アル事ニシテ一ハ攘夷ノ英名ヲカ
 ヲヤカサントメ一ハ徳川家ヲシテ困苦セシム此二ツニ出ツ終ニ薩海ノ戦争ヲ起シ償金ヲ
 トラル、薩人ノ自業自得ナリ】
 法ヲモ知ラズ風習ヲモ心得ズ万事不案内ノ身ヲ以テ烏呼ガマシクモ
 馬ニ乗テ島津家ノ行列ヲ乱リタルハ自カラ求メテ死地ニ陥タル者ト
 コソ云フ可ケレ更ニ訴フ可キ所ナキ筈ナレトモ英国ノ政府ハ之ヲ口
 実ト為シ翌文久三年二月数隻ノ軍艦ヲ以テ政府ニ逼リ我英国ノ人民
 ハ条約ニ許サレタル規程ノ内ヲ通行シテ日本人ノ為ニ殺害シラレタ
 ルガ故ニ其罪ハ日本政府ニアリ其償金トシテ十万ポンドノ金ヲ払ヘ
 又コレヲ殺害シタル罪人ヲモ刑ニ処シ殺害ヲ被リタル者ノ妻子ノ為
 ニモ二万五千ポンドノ扶助金ヲ薩摩ヨリ求ム可シトテ荒々シキ書翰
 ヲ差出シ政府モ其掛合ニ困リテ遂ニ償金ヲ渡シタルハ同年五月ノ事
 ナリ【英公使ハ「アールコック」ナリ】
 又同時二下ノ関ノ變アリ其訳ケハ当時日本國中攘夷ノ議論盛ニシテ
 旧幕政府モ其始末ニ当惑シテ攘夷ニモ非ズ又開国ニモ非ズ姑息曖昧

得サルナリ）
 ヲ以日一日を過ル其間ニ京都ヨリハ既ニ攘夷ノ命ヲ下タスナドノ騒
 ニテ諸大名ノ中長州ノ毛利家ノミ真先キニ打払ノ實ヲ始メ下ノ関ヲ
 【毛利家ノ打払ヒハ故アル事ニシテ尊王ノ意ヲ表シテ天下ノ有志ノ満足ニ供スルノ謀ナ
 リ】
 通航スル外国船ナレバ軍艦商船ノ差別ナク之ヲ砲撃スルノ勢ナリ幕
 府ニテハ類ニ心配シテ「当時物論沸騰人心不居合ノ折柄ナレバ日本
 ノ内海ヲ通航スル事ハ暫ク見合セ呉レヨ不意ニ砲撃ノ変モ計リ難シ
 万万一ノ事アリテハ兩國交際ノ上ニモ差響キ甚タ以テ不本意ナリト
 事ヲ分ケ理ヲ尽シテ談判スレトモ」外国人ハ少シモ聞入レズ慙ト瀬
 戸内二船ヲ乗入レ下ノ関ヲ通航シテ毛利家ノ砲撃ヲ促シ遂ニ軍艦ヲ
 遣テ陸ノ台場ヲ荒ラシ尚其上ニ英吉利、仏蘭西、荷蘭、亜米利加、
 ノ四箇国ヨリ下ノ関一件ノ償金トテ三百万円ヲ我政府ヨリ請取ル事
 ニ談シ付ケタリ
 抑モ攘夷論ノ是非曲直ハ姑ク閣キ日本ハ日本人ノ日本ナリ日本全国
 ノ人が攘夷ヲ好メバ攘夷シテ可ナリ開国ヲ欲スレバ開国シテ可ナリ
 況ヤ当時開攘ノ議論未タ定ラズ之ガ為ニ天下ノ人心動揺シテ様々ノ
 事変モ多カリキ事ナレトモ数年ノ後ニ其紛議モ帰スル所アル可キハ
 固ヨリ疑フ可キニ非ズ然ルニ外国人ガ此事情ニモ抱ハラズシテ難題
 ヲ仕掛ケ遂ニ償金等ノ沙汰ニ及タルハ内国ノ事情ヲ知ラザルニ非ズ
 其實ハ之ヲ知り尽シテ却テ其釁ニ乗シタル仕方ニシテ云ハバ他人ノ
 家ニ病人坎火事ノ騒キアル其混雜に付ケ込テ無理ヲ言ヒ掛ルモノニ
 異ナラズ然モ其節日本ノ混雜ハ悉皆外国人ノ渡來ヨリ生シタルモノ
 ナレバ或ハ他人ノ家ニ火ヲ付ケテ火事ヲ起シ其混雜ヲヨキ事ニシテ

【福沢先

【拍賣

【可感

〔外国人ノ狡猾〕
更ニ難題ノ種ニ用ル者ト云フモ可ナリ幸ニシテ「徳川政府ヨリ引続
キ今ノ政府ニ至ルマデ大ナル失策モナク政府モ人民モヨク堪忍シテ
外国ノ交際ヲ全フシ其堪忍ノ際ニモ独立国ノ体面ヲ損セザリシハ国
ノ為ニ祝ス可キ事ナリ」〔目今可祝ナリ〕

外国人ガ我国人ニ接スル其有様ヲ譬ヘテ云ハバ徳川ノ時代ニ幕府ノ
小吏又ハ公卿ノ家臣ガ田舎ノ土民ニ接スルモノニ異ナラズ寒村僻邑
ノ土民ガ江戸京都ノ名ニ脅カサレテ恐入り此方ノ腰ヲ屈スル事愈低
ケレバ先方ノ頭ヲ揚ル事愈高クシテ際限アル可ラズ其時ニ偶マ意地
ワルキ士人アリテ彼ノ虚喝ニ驚カズ江戸京都ニアル家元ノ内情ヲ詳
ニシテ悠々ト議論ヲ述立テ恰モ其最モ弱キ急所ヲ犯ストキハ流石ニ
厚キ鉄面皮モ忽チ剥脱シテ興ノ醒ル事多シ今我国ノ外交ニ於テ外国
人ハ此小吏家臣ノ筆法ヲ学フ者少ナカラズ小ハ彼我ノ人民相互ノ付
合商売ノ取引ヨリ大ハ政府上ノ交際官人ノ応接ニ至ルマデモ外人ハ
〔日本ヲ蔑視スルノ形勢ナリ〕
常ニ本国ノ勢力ヲ以テ不理屈ノ後口楯ト為シ甚シキハ些末ノ小事ニ
テモ本国ヨリ軍艦ヲ差向ルナドノ粗言ヲ用ヒテ却テ人ヲシテ笑ハシ
ムル事アリ余カ知ル人ニ英人ヲ雇ヒシ者アリ百円斗リノ月給ヲ与ヘ
シガ都合ヲ以テ雇ノ期限内ニ放解セシカバ英人ハ大ニ立腹シテ様々
〔外国人ノ狡黠ナル証ヲ
表影ス〕
ニ談判ノ末其最後ノ口上ニ日本人ガ英国帝ノ臣民タル余ニ対シテ斯
ル不懇親ナル処置アレバ何レ本国ヨリ軍艦ヲ以テ尋問ニ及フ可シト
云ヒシハ實ニ捧腹絶倒ノ至ニ堪ヘズ英ノ軍艦如何ニ沢山ナリト雖ト
モ他国ヘ出稼スル奉公人ノ尻押シニ用ル事モナカル可シ〔二幅対ノ
議論妙々冷笑〕
テ或ル裁判官ガ法庭ニテ何カノ事ニ就キ困却ノ余リニ百姓ノ惣代ニ
向テ其方共ハ此上尚不服ヲ申立レバ村方ニ兵隊ヲ差向ルゾト叱付

ケタリトノ奇話アリ余リ馬鹿ラシキ事ニテ何レ好事家ノ作りタル話
ナラント雖トモ其真偽ハ姑ク閣キ彼ノ英人ノ軍艦ヲ差向ル虚喝モ其
愚ハ裁判官ニ並ヘ二幅対トシテ可ナラン

以上所記ノ如ク我外国交際ハ官民共ニ未タ十分ナル地位ニ至ラザル
モノト云フ可シ（以下六行略）然リ而シテ国ノ勢ヲ作り又コレヲ変
スルハ一朝一夕ノ能ス可キニ非ズ政府タル者ニテ之ニ注意ス可キハ
固ヨリ論ヲ俟タズト雖トモ人民モ亦決シテ傍觀ス可ラズ畜ニ学者士
君子ノ流ノミナラズ百姓モ町人モ婦人モ小兒モ常ニ独立国ノ大義ヲ
〔第一ノ注意スル所
ナリ〕
忘レズシテ外国人ニ対シテハ格別ニ心ヲ用ヒ一毫ノ權利ヲモ等閑ニ
スル事ナカル可シ之ヲ國權「ナシヨナリチ」ヲ重ンスルノ人ト云フ
ナリ

第三章約束ヲ大切ニスル事

前条ノ如ク日本ト外国トノ間ニハ条約面ノ約束アリナガラ尚且間違
ノ生スル事アリ況ヤ其約束ヲ粗略ニスルニ於テヤ如何ナル難題モ
計ル可ラズ都テ世ノ中ノ事物ハ法律約束ヲ頼ニスルヨリモ大抵古來
其国々ノ習慣風俗ヲ以テ居合フモノ多シ故ニ日本人相互ノ付合ナ
レバ今日モ現ニ此習俗ニ依テ差支ナキガ如クナレトモ外国人トノ関
係ニ至テハ全ク趣ヲ異ニシ習慣風俗ハ毫モ其力ヲ施スニ処ナクシテ
〔此条ハ実ニ粗略ニスヘカラス方今日本人相互ノ約束ニモ注目スル
唯一片ノ約条書ヲ目的トシテ法律ニ依頼スルノミノ事ナレバ双方ニ
事必要タリ〕
取替ハス証書ハ勿論假令ヒ一通ノ手紙一片ノ端書タリトモ容易ニ其
文ヲ綴ル可ラズ後日ノ紛議実ニ恐ル可キモノアリ譬ヘバ日本人同士

ニテハ金ノ貸借商売ノ取引ニ何月晦日限リト証文ニ認メテ其翌月ノ
今ハ日本人トイヘトモ注意スヘキ事ナリ〔注意〕
 三日マデニ払ハバ更ニ異論ナキ習俗ナレトモ外國人ヲ相手ニシテ斯
 クト心得ナバ假令ヒ彼ノ国ニ同様ノ習俗アルニモセヨ表向ニハコレ
 ナシトテ必ス悶着ヲ生スル事ナラン又譬ヘバ証文面ニ金千円ヲ借用
 シ利足トシテ毎暮六十円ツ、之ヲ払フ可シト認レバ日本ノ風俗ニテ
 ハ毎年ノ十二月末ニ六十円払フ事ナレトモ若シモ外國人ガ此証文ヲ
先生ノ名文可承る暮ノコトナト衆人ノ心付カヌ所ナリ
 握リテ暮トハ朝ニ対スルノ文字ニシテ日暮ノ事ナリ毎日暮六十円ツ
 、請取ラント云フ事アラバ亦以テ故障ノ種ト為ル可シ從來開港場ノ
 貿易ニ於テ外國人ニ欺カレテ我商人等ガ曲ヲ蒙ル其有様ヲ見ルニ原
因ハ大抵約条ノ綿密ナラザルニ由ルモノ多シ約条粗漏ナルトキハ金切ナリ即帝國ノ恥辱トナレリ
 ヲ損シタル上ニ尚甚シキハ恥辱ヲ蒙ル事アリ唯一人ノ損亡ノミニ非
 ズ國ノ面目ニモ係ル事ナレバ一字一言モ等閑ニス可ラズ大切ナル約
 条ハ必ス其筋ノ人ヲ頼テ之ヲ認ルヲ良トス法ニ明ナル代言人ノ入用
 ナルモ專ラ之ガ為ナリ

旧幕府ノ時代ニ大麦ノ悶着ヲ生シタル事アリ其子細ハ英吉利条約ニ
 附シタル税則第七則ノ第四類ニ

米並ニ麦ハ日本逗留ノ英國人並ニ船々乗組タル者及ヒ船中旅客食
 料ノ為ノ用意ハ与フトモ積荷トシテ輸出スル事ヲ許サズ

トノ文面アリ然ルニ先年英國ノ軍艦支那天津へ侵入ノトキ馬ノ飼料
 ニ用ル積リ歟横濱ヨリ大麦ヲ輸出セントシタリシヲ該港ノ運上所ニ
 テ取押ヘシカバ英人ハ此処置ヲ条約違背ト云ヒ日本人ハ条約面ニ米
 麦ノ輸出禁止ノ明文アリト云ヒサラバ条約書及ヒ税則ノ取調トテ右
 税則第四類ノ麦ノ字ガ横文字ノ英文ニ引合スレバ「ホウ井―ト」ト

熊澤 松平慶永、福沢諭吉著『通俗国権論』を読む

アリ當時英学未熟ノ時代ニテ条約ハ和蘭文ヲ以テ証トスルノ約束ナ
 ルユエ又コノ「ホウ井―ト」ノ字ヲ蘭文ニ引合スレバ「タルウ」ト
 アリテ「タルウ」ハ和蘭ニテ小麦ノ義ナリ夫レヨリシテ段々条約取
 結ノトキノ事情ヲ案スルニ日本人ハ最初ヨリ米麦ノ輸出ヲ禁スルノ
 積リニテ明ニ米麦ト記シタレトモ此麦ノ字ヲ横文ニ翻訳スルニ当テ
 彼ノ国ノ語ニハ大麦小麦裸麦等夫々ノ名アリテ麦ノ惣名ニ用ユ可キ
 文字ナク且其國人ノ常食ニハ「パン」ヲ用ヒ「パン」ハ小麦ヲ以テ
 製スル等ノ事情ヨリシテ言語文書ニモ「タルウ」ノ字ヲ用ル事多
 キガ為ニ麦ノ惣名カト思ハレ不凶麦ノ訳ニ「タルウ」ノ字ヲ用ヒ
 テ心付カザリシ事ナレトモ何分ニモ条約第二十一条ニ和蘭翻訳ヲ元
 ト見ル可シトノ明文アルヲ以テ此悶着ハ遂ニ日本ノ負ケトハ為リタ
 リ其時ノ談判ニハ数日ヲ費シ書翰ノ往復モ度々ノ事ニテ或ル時ハ外
 国公使ヨリ書翰ノ中ニ大麦小麦ノ穂ヲ封シテ幕府ノ執政ニ呈シタル
 事モアリ當時余ハ翻訳ノ事ヲ司リ現ニ此書翰ヲ見テ約束ノ大切ナル
 ヲ感シ之ヲ記憶ニ存シテ今ニ忘ル、事能ハズ此一条僅ニ大麦ノ輸出
 ナレバコソ差支モナケレトモ他ニ此類ノ粗漏アラバ何等ノ大害ヲ引
 出スモ計ル可ラズ事ニ慣レタル人物ノ多キ政府ニテモ尚且斯ノ如シ
〔注意〕
 況ヤ未熟不案内ナル民間ニ於テヤヤ慎シム可キ事ナリ余輩ノ宿説ニ
〔御同意〕
 外國人ノ内地旅行雜居等ヲ不利トスルモ專ラ本章ノ趣意ニ基キシモ
 ノナリ

去年ノ夏余一書ヲ記シ出版ハセザレトモ備考ノ為ニ家ニ蔵ルモノア
 リ今其中ニ就テ内地旅行雜居ノ害ヲ述ヘタル一条ヲ示ス事左ノ如シ
〔衆人ノ氣付申サル所ナリ〕
 西人云ヘル事アリ法律ハ習慣ヨリ生スト余ハ則チ云ク法律ハ習慣

ト并ヒ行ハレテ習慣ノ力以テ法ヲ制スル事多シト江戸ノ湯屋ノ二階ノ番頭ニ紙入ヲ預ケ道中ノ旅籠屋ノ主人ニ行李ヲ預ケ雲助ニ兩掛ヲ托シ馬子ニ駄荷ヲ任シテ其中ノ物ヲ盜マザルハ何ソヤ之ヲ盜マレテ法庭ニ訴ルモ原告ノ負ケタル可キハ明ナリ然ルニ其間違ノ沙汰少ナキハ法ノ力ニ非ズ習慣ノ致ス可ナリ又贖物ヲ以テ質屋ヲ欺タルハ世間ニ其例多シト雖モ質屋ノ主人ガ質ニ取タル真物ヲ贖物ニスリ替ヘタルヲ聞カズ是レモ法律ニ於テハ無証拠ニシテ質屋ノ勝利タル可シ

【習慣ト因循ト相似テ大ニ異ナリ】
 (以下五行略) 唯習慣ニ於テ斯ル不人情ハ行ハレザルノミ此類ノ

悪策ヲ案スレバ実ニ際限アル事ナシ近來日本ノ法律ヲ改革シテ俄ニ証拠裁判ノ風ニ為サントシテ奇奇妙々ノ不都合多キモ之ガ為ナリ然ルニ今外国ノ交際ニ於テ日本人ト外人トノ關係ヲ理スルモノハ唯一片ノ法律アルノミニシテ習慣ノ力ハ毫モ働ヲ為ス事能ハズ其關係次第ニ繁多ナルニ從ヒ如何ナル不都合ヲ生ス可キヤ損害ハ常ニ我方ニ在ル事多カル可シ

【官吏注意ノトコロナリ】
 【我案未之此患】
 外国人ニ掛ル訴訟ニ由テ我国人ノ曲ヲ蒙タルノ例ハ既ニ少カラスト雖トモ外国人ガ我内地ニ於テ質店ヲ開キ旅籠屋ヲ始メ家ヲ買ヒ地面ヲ質ニ取ルナゾノ沙汰ハ未タ之ヲ聞カザル所ナリ蓋シ其由縁ハ今ノ条約ノ簡条及ヒ居留地ノ規則モアルガ為ナリトハ雖トモ他ニ又原因アリ即チ内外人ノ交際未タ親シカラズシテ外商ノ働ヲ内地ニ逞フスル事能ハザルガ故ナリ開港ノ初ハ娼妓ニシテ外商ノ妾タルヲ恥テ自殺シタル者アリ外人ニ役セラル、小使ノ如ハ世間ニテ殆ト之ヲ猷視シ其当人モ自暴自棄ノ覺悟ヲ以テ自カラ之ヲ甘ン

ジタル事ナリキ今日ニ至テハ大ニ事情ヲ變シタリト雖トモ外国ノ姦商ニ近ツク者ハ多クハ内国ニ於テ世間ニ信用ナキ人物ナリ内国ニ信用ナキ者ハ外人モ亦コレヲ疑テ事ヲ托スル事能ハズ故ニ今条約ニモ成規ニモ拘ハラズ外国人ガ日本人ノ名前ヲ以テ内地ノ地面ヲ買ヒ又ハ日本人ニ雇ハレタル名義ニテ内地ニ商店ヲ開ク等ハ事

【福沢大人ノ卓見】
 【却テ我邦人ノ幸福】

實ニ容易ナレトモ信用ス可キ日本人ナキガ為ニ其志ヲ遂ル事能ハザルナリ旧幕府ノ末年ニ浪士ノ暴論喧シク幕府モ之ニ困却シテ外国ノ公使ニ談シ様々ノ道理ヲ述ヘテ一時生糸ノ輸出ニ制限ヲ立テタリシニ内国ノ糸ノ価ハ俄ニ下落シタリ是ニ於テ外国ノ一姦商橫濱ノ商人某管此姦商ノ家ニ雇ハレタル事モアリト謀リ某ニ金ヲ托シテ江戸ノ生糸商ニ手金ヲ渡シ橫濱湾内ノ小舟ニテ荷物ヲ引取り代金ヲ払ヒ再三試テ双方知己ノ姿ニ為リシ上ニテ一時ニ多量ノ荷物ヲ引取り其マ、ニテ一錢ノ代金ヲ払ハズ生糸商ハ大ニ驚キ憤レトモ素ヨリ密売ノ事ナレバ訴フ可キ処モナシ

【我レ此事ヲ知レリ】
 (以下四行略)

其新聞伝ヘテ余ガ耳ニ達シタルトキハ近頃口小兒ヲシキ事ナリシ日本ヲ愛スル情感佩々々々カトモ覺ヘズ手ヲ拍テ快ト称シタリ右ハ唯一例ヲ挙タルノミナレトモ今後内外人ノ交際次第ニ弘マリ次第ニ親密ヲ致サバ云々(云々二字有意味)

【福沢大人談洋書ヲ日本ヲ愛スル情感佩々々々】
 其新聞伝ヘテ余ガ耳ニ達シタルトキハ近頃口小兒ヲシキ事ナリシ日本ヲ愛スル情感佩々々々カトモ覺ヘズ手ヲ拍テ快ト称シタリ右ハ唯一例ヲ挙タルノミナレトモ今後内外人ノ交際次第ニ弘マリ次第ニ親密ヲ致サバ云々(云々二字有意味)

第四章内外ノ事情ヲ詳ニスル事

〔一回想往事涙々〕
開港ノ初ニハ攘夷ノ議論喧シク国内有志ノ輩ハ一筋ニ外国人ヲ敬視シテ之ヲ打払ハントシ其議論ノ未遂ニ徳川政府ヲモ倒シテ王制維新ヲ愛シ僅ニ此五字ニテ事情詳悉感泣々々〔此五字先生ノ宗家ノ一言今ニ忘レヌ〕ノ今ノ世ト為リ扱世ノ中ノ人情如何ヲ察スレバ攘夷ノ議論ハ忘レタルガ如シ舊ニ忘レタルノミナラズ昔ノ敵ハ今ノ友、共ニ天ヲ戴カザルノ醜夷ハ共ニ胞ヲ同フスルノ兄弟ト為リ文明開化ノ一説世ニ行ハレテヨリ制度法律文学技芸ハ無論商売工業營生ノ法ニ至ルマデ一切

彼ヲ師トシテ彼ニ效ハントシ甚シキハ有形ノ域ヲ去テ無形ノ精神ニ入リ宗旨道德ノ教ヲモ彼ニ取ラントスル者アリ尚甚シキハ人情風俗ヲモ西洋流ニ從テ俄ニ製造セントスルノ積リ坎宴樂ノ風ヲ變シ遊戯ノ趣ヲ改メ口ニ嗜マザルモノヲモ強ヒテ喰ヒ耳目ニ樂マザルモノヲモ勉メテ見聞シ可笑カラザルニ笑ヒ哀シカラザルニ哀シムモノアルガ如シ奇モ亦甚シト云フ可シ

抑モ西洋ノ文学芸術甚タ貴カラザルニ非ズ其政治ノ仕組ニ於テモ意外ニ面白キ工夫モアリ決シテ之ヲ蔑視ス可ラズ余輩ハ勿論世間ノ學者モ西洋ノ事情ヲ明ニシテ我国ニ益スル事アラントテ熱心勉強スル事ナラン西洋ノ學問甚タ大切ナリ其真似モ亦甚タ大切ナリ王制維新ノ始末モ其本ハ洋學ノ工夫ニ依テ成タリト云モ可ナリ鉄道電信郵便等ノ便利モ西洋ヲ真似テ出来タルモノト云フ可シ學問ナリ真似ナリ決シテ一概ニ之ヲ却ク可ラズ今後モ益學問ヲ勉メ益真似ヲ工夫シテ益國ノ利益幸福ヲ増サン事余輩ノ最モ願フ所ナリ然リト雖トモ其コレヲ勉メ之ヲ工夫スル際ニ唯一筋ニ彼ノ長ヲ取り我が短ヲ補フト云

〔一感佩〕
フトキハ長ハ益長スルガ如ク短ハ益短ナルガ如クニ思ハレ遂ニハ我ハ悉皆短ニシテ彼ハ悉皆長ナリト判断シ了ルノ弊ナシト云フ可ラズ是即チ内外ト事情ヲ詳ニシテ之ヲ比較スル事ノ大切ナル由縁ナリ今ヲ去ル十九年万延年某藩ノ一學士旧幕府ノ大使ニ從テ垂米利加ノ首府「ワシントン」ニ行キ彼ノ國ノ事情ヲ詳ニシタリト稱シテ帰国シタル者アリ（以下四行略）此評論ハ常ニ主人ノ口吻マヤシテ余モ亦親シク之ヲ聞タル事アリ実ニ法外ナル称美ニシテ固ヨリ取ルニモ足ラズ唯一時ノ熱心ニ出タルモノナラント雖トモ前年ノ事ハ姑ク閣キ今日ニ在テモ西洋心醉ノ輩ニハ往々此學士ノ流ナキニ非ズ余輩ニ於テハ概シテ之ヲ心醉者流ト稱スルヨリ外ニ評ノ下ス可キモノナシ抑モ此心醉者流ハ我日本人ヲ愚ナリトシテ西洋人ヲ智ナリトスル歟、我ヲ拙ナリトシテ彼ヲ巧ナリトスル歟、都テ事物ニ就キ智愚巧拙ノ相違ト流儀仕來ノ相違トハ之ヲ各別ニ考ヘテ混同ス可ラズ譬ヘバ劍術ニ於テ一刀流ト新刀流トハ流儀違ヒナレトモ其違ヒヲ以テ二流ノ巧拙ヲ評ス可ラズ況ヤ劍術ニ巧シテ槍術ニ拙ナル者アリ馬ニ巧ニシテ弓ニ拙ナル者アルニ於テヤ一方ノ拙ヲ見テ概シテ武ヲ知ラザルノ評ヲ下ス可ケンヤ今我國ノ有様ヲ西洋諸國ニ比較シテ文学芸術等彼ニ及ハザルモノ甚タ多キガ如クナレトモ其及ハザル所ノモノハ人ノ智識ノ素質ニ相違アリテ然ルモノ歟或ハ其智識ヲ用ルノ方法即チ智力ヲ用ルノ流儀ニ相違アリテ然ルモノ歟心ヲ靜ニシテ之ヲ勸弁スル事緊要ナリ西洋ノ學問コレヲ日新ト云フ以テ彼ノ事物ヲ出現セリ我國ノ學問コレヲ古風ト云フ以テ我國ノ事物ヲ出現セリ日新古風固ヨリ相違アリト雖トモ我ヲ評シテ無學ノ國ト云フ可ラズ其相違

〔一感佩〕
フトキハ長ハ益長スルガ如ク短ハ益短ナルガ如クニ思ハレ遂ニハ我ハ悉皆短ニシテ彼ハ悉皆長ナリト判断シ了ルノ弊ナシト云フ可ラズ是即チ内外ト事情ヲ詳ニシテ之ヲ比較スル事ノ大切ナル由縁ナリ今ヲ去ル十九年万延年某藩ノ一學士旧幕府ノ大使ニ從テ垂米利加ノ首府「ワシントン」ニ行キ彼ノ國ノ事情ヲ詳ニシタリト稱シテ帰国シタル者アリ（以下四行略）此評論ハ常ニ主人ノ口吻マヤシテ余モ亦親シク之ヲ聞タル事アリ実ニ法外ナル称美ニシテ固ヨリ取ルニモ足ラズ唯一時ノ熱心ニ出タルモノナラント雖トモ前年ノ事ハ姑ク閣キ今日ニ在テモ西洋心醉ノ輩ニハ往々此學士ノ流ナキニ非ズ余輩ニ於テハ概シテ之ヲ心醉者流ト稱スルヨリ外ニ評ノ下ス可キモノナシ抑モ此心醉者流ハ我日本人ヲ愚ナリトシテ西洋人ヲ智ナリトスル歟、我ヲ拙ナリトシテ彼ヲ巧ナリトスル歟、都テ事物ニ就キ智愚巧拙ノ相違ト流儀仕來ノ相違トハ之ヲ各別ニ考ヘテ混同ス可ラズ譬ヘバ劍術ニ於テ一刀流ト新刀流トハ流儀違ヒナレトモ其違ヒヲ以テ二流ノ巧拙ヲ評ス可ラズ況ヤ劍術ニ巧シテ槍術ニ拙ナル者アリ馬ニ巧ニシテ弓ニ拙ナル者アルニ於テヤ一方ノ拙ヲ見テ概シテ武ヲ知ラザルノ評ヲ下ス可ケンヤ今我國ノ有様ヲ西洋諸國ニ比較シテ文学芸術等彼ニ及ハザルモノ甚タ多キガ如クナレトモ其及ハザル所ノモノハ人ノ智識ノ素質ニ相違アリテ然ルモノ歟或ハ其智識ヲ用ルノ方法即チ智力ヲ用ルノ流儀ニ相違アリテ然ルモノ歟心ヲ靜ニシテ之ヲ勸弁スル事緊要ナリ西洋ノ學問コレヲ日新ト云フ以テ彼ノ事物ヲ出現セリ我國ノ學問コレヲ古風ト云フ以テ我國ノ事物ヲ出現セリ日新古風固ヨリ相違アリト雖トモ我ヲ評シテ無學ノ國ト云フ可ラズ其相違

ハ唯是レ一刀流ト新刀流トノ相違ノミ往古ノ事ハ姑ク閣キ徳川政府
 太平ノ間ニ我文学大ニ進歩シテ漢ヲ学テ漢ノ右ニ出デ伊藤仁齋父子
 物徂徠ノ流ガ程朱ノ説ニ疑ヲ起シテ復古ヲ唱ヘタルガ如キハ学流
 ノ是非ニ拘ハラズ其見識ハ絶倫ト称ス可シ其外ノ儒者仏者文人医生
 ノ輩二百五十余年ノ久シキ天下ニ充滿シテ如何ナル寒村僻邑ト雖ト
 モ至愚極貧ノ者ニ非ザルヨリ以上ハ論語大学ノ名ヲ知ラザル者ナシ
 実語教ヲ讀マザル者ナシ百人一首ヲ暗誦セザル者ナシ二一天作ヲ知
 ラサル者ナシめしやノ看版ヲ讀ミ得ザル者ナシ凡ソ国ノ人口ヲ平均
 シテ字ヲ知ル者ノ多寡ヲ西洋諸国ニ比較シナバ我日本ヲ以テ世界第
 一等ト称スルモ可ナリ苟モ具眼ノ人ハ日本ノ無学国ナラザルヲ知テ
 安堵ス可シ

心酔論者ハ又曰ク日本ニハ古来著書少ナシトテ之ヲ不文ノ証ニ用ヒ
 ントスルガ如クナレトモ論者ハ版本ヲ見テ写本ヲ知ラザル者ナリ古
 来我国ハ国法嚴ニシテ政府タルモノハ兎角シテ人ノ著書出版ヲ妨ク
 ルノ風ヲ存シ之ガ為ニ著者モ自カラ其發兌ヲ怠ル事多シ譬ヘバ当今
 流行スル曲本外史ノ如キモ頼氏ガ之ヲ著シテ脱稿ノ後幾年ヲ経テ始
 メテ上梓シタルニ非ズヤ若シモ當時書肆ノ勸メト出版者ノ發意ナク
 ンバ此著書モ誰ガ家ノ篋底ニ埋没シテ頼先生ノ功勞ハ後世ニ知ル者
 ナキノ不幸アル可シ又著書出版ハ政府ノ嚴法ニ由テ妨ケラル、ヨリ
 〔文明開化ノ証〕
 毛印刷ノ不便利ヲ以テ怠リシモノヲ多シトス著書脱稿ノ後コレヲ清
 書シテ版下タヲ書キ木版ニ彫刻シテ誤正スルマデニ費ス所ノ時日ヲ
 計ルニ慶應明治彫刻術ノ頂上ニ達シタル時代ニテモ余ガ実験ニ拠レ
 バ一月間ニ脱稿シタル書ヲ清書版下タ彫刻ニ数人ノ手ヲ揃ヘテ二三

箇月ヲ費スヲ常トス尚コレヲ等閑ニスレハ半年モ一年モ過キテ著述
 ノ考ヲ忘レタル頃ニ始テ出来ノ製本ヲ見ル事アリ慶應明治東京ノ大
 都会ニシテ斯ノ如シ昔年ノ不便利想見ル可シ況ヤ田舎ノ地方ニ於テ
 ヲヤ儒者文人ガ年々歳々文ニ綴リテ紙ニ記シタルモノハ何程ナル可
 キヤ殆ト測量ス可ラズト雖トモ唯コレヲ写本ニシテ家内ニ埋没スル
 歟或ハ僅ニ知己朋友ニ示スノミ、學者若シ其証ヲ得ントナラバ之ヲ
 他ニ求ルヲ要セズ現ニ自家ニ存スル書類ヲ見ヨ父祖ノ遺稿モアラン
 祖先傳來ノ写本モアラン或ハ自家ニタクバ他ノ秘書カ又ハ流布ノ写
 本ヲ見タル事多カラシ其所記假令ヒ今世ニ不用ナルモ当初若シ著書
 ノ自由ト出版ノ便利アラシメナバ必ス世ニ公ニシテ亦其世ニ益シタ
 ルヤ必セリ古ヨリ今ニ至ルマデ畢生ノカヲ著書記録ニ費シテ其写
 本數百卷ノ堆ヲ成シ遂ニ世ニ知ラレザルモノハ幾百千人ナリシヲ
 知ラズ今日ニ於テモ余ハ現ニ其人アリテ存スルヲ聞ケリ西洋諸国絶
 テ無キ事ニシテ之ヲ彼ノ国人ニ語テ殆ト信スル者モナカラン本年七
 月三日發兌ノ教育新誌ニ修史館ノ文庫ニハ修史ノ引用ニ供スル為ニ
 集タル国籍写本九百三十三部刻本四百十八部、青森県八戸ノ書籍縦
 覽所ニハ刻本六百九十五種写本四百六十五種、淺草文庫ニハ刻本
 二万九千四百四十九冊写本二万六千七百五十三冊、トアリ現今二三処
 ニ存スルモノニテモ比較アリ徳川政府二百五十年ノ間日本國中ニ著
 述記録シテ散逸シタルモノヲ計レバ殆ト想像ニ及ハザル所ナリ又一
 証ヲ挙げバ日本国内古ヨリ筆紙墨ノ製造商売ハ最モ盛ニシテ田舎ニ
 テ僅ニ市邑ノ形ヲ成ス処ニハ必ス之ヲ売ル者アリ以テ一般ニ文物ノ
 流行ヲ表ス可キ其中ニ就テ眞書筆ノ製造ハ今ヲ去ル事百余年大坂

ノ人谷村某ノ發明ニシテ爾後ソノ用法漸ク世ニ弘マリ寛政年間ニハ筆匠モ真書製造ノ術ヲ得テ筆屋商売ノ一品ト為リ

(以下五行略)

此新發明ヲ以テ筆商売ノ世界ニ一品ヲ増シ之ガ為ニ儒林文壇ノ便利ヲ致シタルハ写本流行ノ明証ト云フ可シサレハ論者ガ故サラニ自國ノ不文ヲ証センガ為ニ著書少ナシトノ事實ヲ揭示シタルトモ畢竟著述發兌ノ事情ヲ知ラズシテ其眼力未タ写本ニ達セズ日本ノ大著述ハ往々写本ニ在ルノ事實ヲ忘レタルモノナリ

東京ノ筆墨舖高木氏ノ老主人ニ聞クニ寛政以前何レノ頃カ年月ハ詳ナラザレトモ大坂ノ手習師匠〔福沢氏ニヨツテ谷村ノ功勞此ニアラハレタリ〕(闕疑)谷村某ト云ル人ガ或ル日同所ノ塩町ヲ通行スルトキ囊籥屋ノ戸前ニ狸毛ノ棄テ、堆ナルヲ見テ之ヲ乞ヒ様々ニ工夫ヲ運ラシテ遂ニ真書ノ細筆ヲ作り得タリ蓋シ囊籥ニ用ル狸ノ皮ハ粗毛ヲ去テ細毫ヲ残スガ故ニ囊籥屋ノ棄ルモノハ正ニ筆ニ入用ナル分部ナリ往古王代ニハ狸毛筆ノ名アレトモ千年以來コレヲ聞カズ寛政ノ頃マデハ専ラ鹿毛ノミヲ用ヒシ事ナルガ釜村氏ノ發明ヨリ之ヲ真書ニ用ルノミナラズ諸種ノ筆ニ用ヒテ狸毛ノ用天下ニ普通ナリト云フ

國中宇ヲ知ル者ノ多キ事斯ノ如ク其著書ノ多キ事斯ノ如クナレトモ如何セン我ハ古風西洋諸國ハ日新ニシテ今日世界ノ形勢ハ日新ニ赴キ我國モ此形勢ノ中ニ在テ進退スル事ナレバ古風ノ一刀流ヲ改革シテ日新ノ新刀流ニ入ラザルヲ得ズ即チ西洋ノ事物ヲ採用シテ怠ラザル由縁ナリ之ヲ今日我日本ノ時勢ト云フ然リト雖トモ時勢既ニ改マレバ我國人ハ又コノ時勢ニ從テ事ヲ為ス可キノ智力ニ乏シカラズ試

ニ見ヨ明治八年文部省第三年報ニハ全國ノ人口大數三千四百万ニシテ小学生徒ノ數凡ソ二百万トアリ即チ人口十七人ニ付キ學生一人ノ割合ニシテ之ヲ西洋諸國ニ比シテ既ニ中等ノ位ニ在リ日本人ノ性質ヨク學問ニ適當シテ祖先遺傳ノ教育アルニ非サレバ何ヲ以テ俄ニ此盛大ヲ致ス可キヤ唯學校生徒ノ數ノ多キノミニ非ズ其進歩モ亦非常ナリト云フ可シ小学ヲ去テ外国及内國ニ執行スル上等ノ生徒ヲ見ルニ其学力ヲ平均比較シテ毫モ外國人ニ讓ル所ナキノミナラズ往々彼國ノ生徒ト競争シテ其右ニ出ル者アリ此輩次第ニ成業スルニ至レバ方今過分ノ給料ヲ以テ雇入レタル諸外國人モ數年ノ後ハ必ス不用ニ屬スル時期シテ待ツ可シ又維新以來版下タ彫刻ノ術ハ次第ニ上達シテ同時ニ活版ノ法モ亦俄ニ便利ヲ致シ之ガ為ニ著書出版ノ多キ事古來未嘗有ノ盛大ニシテ日本人ハ恰モ此出版ノ術ニ由テ始テ文物ノ本色ヲ顯ハスヲ得タルモノト云フ可シ

文學ノミニ限ラズ諸ノ技術工藝ニ至ルマデ一トシテ此物ハ日本人ノ體質ニ限リテ出來ズ此事ハ日本人ノ智力ニ限リテ叶ハズト云フモノアリヤ余輩未タ其一ヲ見ズ兵制ナリ航海ナリ工業ナリ器械製作ナリ西洋人ノ為スモノハ我亦コレヲ為スニ非スヤ唯其彼ニ及ザル所ノモノハ到底企テ及ハザルニ非ズ未タ之ニ慣レザルノミ西洋流ノ事ヲ行ヒ西洋流ノ物ヲ作ルノ鍊磨ニ於テハ我日本人ノ齡ハ僅ニ二十歳以上未タ二十歳ニ足ラザル少年ノ如シ老練ノ働ナキモ固ヨリ咎ルニ足ラズ然ルニ國中ノ先進トモ稱ス可キ地位ニ居ル學者先生ガ外國ノ外面ヲ皮相シテ内國ノ内情ヲ臆斷シ事實ヲ明証スル事能ハザルガ為ニ強ヒテ無形ノ心術ヲ論シ漠然タル無形ノ語ヲ用ヒテ日本人ハ忍耐ノ力

二乏シナド、云フ者アリ蓋シ此日本人トハ外国人ニ対シタル文字ナレバ日本人ニ限りテ忍耐力ナク外国人ニ限りテ耐力アリト云フノ意味ナラント雖トモ余輩ハ其明証ヲ見ルニ非サレバ之ヲ信スル事能ハズ或ハ此学者モ日本ノ人ナレバ此日本人タル学者ニシテ自國ノ文明開化ヲ求メ僅二十余年ノ間ニ純然タル一新西洋國タラザルヲ見テ之ヲ憤リ同國人ニ責ルニ忍耐力ナキヲ以テスルガ如キハ十餘歳ノ少年ニ向テ老成ノ働ナキヲ咎ルニ異ナラズ人ニ多ヲ求ルノ急ナルモノニシテ時勢ニ処シテ耐力アリト云フ可ラズ然バ則チ学者ノ所謂日本人ニ忍耐ノ力ナシトハ夫子自カラ評スルノ語ニシテ自身ヲ以テ其証拠ニ用ル事ナラン

余輩ノ考ハ全ク心醉論者ニ異ニシテ嘗ニ我國ノ一新西洋國タラザルヲ憤ラザルノミナラズ其或ハ西洋國タラン事ヲ憂ルモノナリ本章ノ

【愛國心充盈】

初二云ヘル如ク文明開化ノ一説世ニ行ハレテヨリ殆ト天下普通ノ名

号題目ト為リ一モ西洋二モ西洋トテ唯一方ニ進テ留ル事ヲ知ラザル

【中鳴乎】

其有様ハ舟ニ帆ヲ掲ケテ錨ノ用意ナキガ如シ其進行ノ際ニハ唯變化

【アイ】

ヲ以テ文明ト認メ旧ヲ棄ルヲ以テ開化ト思ヒ甚シキハ髻ヲ伸バシテ

【ガブルメントノ景況ヨリ日本國中ヨリ波及セリ】

巻煙草ヲ吹カシ以テ文明開化ノ徴ト為スニ至レリ髻ヲ以テ面ノ趣ヲ

變化シ刻煙草ヲ廢シテ旧キ煙管ヲ棄ルモノ一國ノ勢力ニ影響ハナカル

可シ髻ト煙草ハ尚可ナリ固ヨリ論スルニ足ラズト雖モ輕小ノ物ハヨク

重大ノ運動ヲ表スルノ器械タル事アリ故ニ今ヨク社会ノ景況ニ注意シテ有形ノ物ヨリ無形ノ事ニ至ルマデ内外ヲ比較シテ利害ヲ詳ニスル事アラバ或ハ今後尙變化ヲ要スルモノモアラン或ハ已ニ既ニ變化ニ過キタルモノモ多カラン其取捨最モ難クシテ之ヲ断スルノ明ア

ル者ハ天下ニ稀ナル可シ余輩固ヨリ其明ナシ然リト雖トモ唯常ニ主義トスル所ハ西洋ノ事物ヲ採用シテ文明ヲ求ムルニ其事ヲ無ヨリ有

ヲ生スルモノトセズシテ有ヨリ有二變形スルモノト決定スルノ一事

ノミ即チ前ノ譬ヲ以テ云ヘバ初テ武術ヲ學フニ非ズ唯其流儀ヲ變ス

ルモノト信スルナリ日本ノ文明果シテ本来無一物ナル歟前条所記ノ

事實ヲ見テ其然ラザルヲ知ル可シ既ニ固有ノ文明アリ何ソ故サラニ

之ヲ棄ル事ヲ為シヤ固有ノ智力ヲ以テ固有ノ事ヲ行ヒ兼テ西洋ノ事

物ヲ採テ以テ我固有ノモノト為シ棄ルハ極テ少ナカラシ欲シ採ル

ハ極テ多カラシ欲ス事利益繁多ヲ致シテ智力益活動ヲ逞フシ小

人生一身ノ本分ヲ達シ大ハ獨立一國ノ權ヲ興張セン事余輩ノ常ニ願

フ所ナリ

第五章前章ノ続

智恵ノ事ノミヲ以テ文明開化トスレバ我國ノ智力ハ變形ノ未タ成ラ

ザルモノニシテ西洋諸國ノ文明ニ及ハザルモノ固ヨリ多シト雖トモ

爰ニ奇談ト称ス可キハ彼ノ心醉者流ガ西洋諸國ヲ道德ノ國ト認メテ

之ニ欽慕スルノ一事ナリ此流ノ人ノ論ニ云ク西洋ニハ耶蘇ノ教盛ニ

シテヨク人ノ良心ヲ養ヒ一神ヲ祈リ一婦ヲ娶リ天地ヲ一家ト為シ万

民ヲ兄弟ト認メ天道行ハレテ人理正シ云々トテ先ツ之ヲ完全無欠ノ

聖人國ト認メ顧テ日本ノ欠典ヲ搜索シテ之ヲ枚挙シ日本人ハ殘刻ナ

リ日本人ハ婦亂ナリ日本人ハ不信心ナリ日本人ハ卑屈ナリ無智ナ

リ、文盲ナリ貧乏ナリ病身ナリトテ一ヨリ計ヘテ十二至ルマデ己ガ

眼二穢ナク見エテ心ニ不満足ニ思フ所ノ者ハ一切之ヲ耶蘇教拒絶ノ
 一原因ニ帰シ此教ヲ入ルレバ天下太平ト心ニ思ハザルモ口ニ唱ヘ政
 府ニ建白スル者アリ新聞紙ニ記載スル者アリ或ハ生来ノ教育ニテ神
 仏ヲ信セザル日本流ノ士人ガ俄ニ西教ヲ奉セントシテ様々ニ工夫ス
 レトモ其点ニ至ラズ西洋人ハ耶蘇ノ經文ヲ聽テヨク泣ク者アレトモ
 日本人ノ目ハ落涙スル事能ハズ泣カント欲シテ泣ク事能ハズ却テ自
 カラ涙ナキニ当惑スル者アリ奇モ亦甚シト云フ可シ固ヨリ西洋ノ事
 物流行ノ時節猫モ杓子モ西洋流ニ走ル人情ナレバ耶蘇宗教ノ流行モ
 夏着ル絞ノ浴衣ノ如ク時候定マル秋ニ至ラバ何レニカ方ノ付ク事ナ
 ラント雖トモ此忙ハシキ世ノ中ニ学者士君子ガ大切ナル手間ヲ潰シ
 テ之ガ為ニ奔走スルコソ氣ノ毒ナレ抑モ耶蘇教トハ西洋ニ流行スル
 宗旨ノ名ニシテ我日本ニ仏法ノ行ハル、ガ如シ仏法ト耶蘇教ト孰レ
 カ正邪ハ結局水掛論ニシテ余輩ノ関係ナキ所ナレトモ善ヲ為セバ天
 上極楽ニ往生シ惡ヲ為セバ地獄ニ墜落スルノ趣意ハ双方共ニ同様ナ
 リ此他種々様々ニ意味深遠ナル説モ双方共ニ意味深遠ナラン我輩凡
 夫凡夫トアルハ可笑非凡夫ト解シ得ザル所ナレトモ地獄極楽意味深遠ノ説ヲ以テ文明化開ニ
 及フ事ナラハ日本モ仏法ニ由テ化開スル筈ナラズヤ耶蘇教ヲ入レサ
 ルガ為ニ殘刻ナリ嬉乱ナリ云々ノ議論ハ甚タ以テ其意ヲ得難シ論者
 或ハ云ク耶蘇教ハ仏法ニ異ナリ日本ノ仏法ハ下流ノ民間ニノミ行ハ
 ルレトモ西洋ノ耶蘇教ハ上等社会ニ行ハレテ学者士君子ノ信スル所
 ナリトノ説アレトモコハ畢竟法教ノ異ナルニ非スシテ士君子ノ流儀
 ノ異ナルノミ我國ノ士人ハ大概皆宗教ヲ信セズ幼少（明弁）ノ時ヨリ神ヲ祈
 ラズ仏ヲ拜セズシテヨク其品行ヲ維持セリ數百年以前マデハ英雄豪

傑ト称スル人物ニテ或ハ神仏ニ惑溺シタル者ナキニ非サレトモ旧幕
 府二百五十年ノ太平ニ文物大ニ進歩シテ儒林文壇学者ノ社会ニハ次
 第二惑溺ノ沙汰ヲ聞カズ今日ニ在テ苟モ有智有徳以テ社会ノ実用ヲ
 為ス可キ人物ハ啻ニ宗教ヲ信セザルノミナラズ其コレヲ信セザル事
 愈固ケレバ愈以テ人品ノ貴キヲ表スルノ証ト為ス可キニ至レリ但シ
 宗教不信ナリト雖トモ単ニ不信ノ点ニ止マルノミニシテ殊更ニ之ヲ
 蔑視スルニモ非ズ又敵視スルニモ非ズ結局コレヲ度外ニ放却シテ顧
 ミザルノミ宗教ノ外ニ逍遙シテヨク幸福ヲ全フスルハ我日本ノ士人
 ニ固有スル一種ノ氣風ニシテ西洋諸国上等ノ社会ガ宗門ニ熱心シテ
 動モスレバ親戚朋友ノ間ニモ争論ヲ起シ小ハ日常交際ノ苦情、大ハ
 人民殺戮ノ慘酷ヲ見ルガ如キ流儀ニ比シテ精神ノ自由不自由万々同
 日ノ論ニ非ザルナリサレバ文明開化ハ必スシモ宗教ノ種類如何ニ由
 ラズ人文少シク進歩スレバ今ノ所謂宗教ノ如キハ之ヲ度外視シテ差
 支ナキ事明ニ知ル可シ心醉（遠見）先生西教ナキヲ憂ル勿レ先生ノ流ガ勉強
 シテ之ヲ日本ニ入ル、モ余輩ハ旧ニ依テ度外視センノミ
 右ハ少シク理論ニ亘リテ民間婦女ニハ解シ難キ所モアラン依テ近
 頃小兒ヲシキ事ナレトモ事實ノ分り易キモノニ就テ西洋諸国ノ惡
 弊ヲ搜索シテ之ヲ示サン都テ事ヲ論スルニ一方ノ極度ヲ摘發シテ其
 弊ノミヲ挙レバ如何ナル事モ如何ナル物モ完全ナルモノナシ理論ニ
 禁スル所ナレトモ他ヨリ先ツ我極度ノ弊ヲ摘發スレバ我亦他ノ極度
 ヲ挙ケテ之ニ答ヘザルヲ得ズ心醉者流ガ自国ノ人民ヲ評シテ殘刻ナ
 リ嬉乱ナリ云々トハ果シテ事物ノ極度ヲ摘發シタル事ナラン幾千万
 ノ人民ノ中ニハ殘刻嬉乱ナル者モ甚タ多シ警視局ノ報告ヲ見テモ之

ヲ知ル可シ報告ニ洩ル、者モ亦甚タ多クシテ言語同斷醜態ヲ極ル者ハ枚挙ニ遑アラザル可シト雖トモ此醜態ハ必スシモ日本国ニ限ラズ世界普通ノ流俗ニシテ之ヲ如何トモス可ラザルモノナレバ日本ノ醜態モ亦唯醜態世界中ノ一部分ノミ加之既ニ世界人類ノ品行ヲ平均シテ醜世界トスルトキハ日本ノ如キハ醜中ノ美ト云テ可ナリ心酔論者ハ事物ノ平均ヲ知ラズシテ耶蘇教国至善至美ノ部分ヲ以テ我國至惡至醜ノ部分ニ比較シ大喝一声以テ同国人ヲ罵言スル事ナレトモ余輩ハ直ニ之ニ屈伏スル事能ハズ論者ノ常ニ心酔スル彼ノ聖人國中自カラ亦醜ナキニ非ザルナリ

【我始メテ知此】
英国ノ学士「スベンセル」氏著述ノ「ソシヨロジ」ト云ヘル書中ニ云ク貧賤ノ婦人ガ野合シテ子ヲ生メバ則チ貧民救助ノ国法ヲ以テ每人ニ若干ノ扶助金ヲ給シテ衣食ヲ得ベシ是ニ於テカ懶惰無頼ノ男子ハ活計ニ苦ムノ余リニ奇計ヲ運ラシ此扶助金ヲ目的トシテ該貧婦ヲ娶ラン事ヲ求ムル者アリ云々

又英国ニ「ウヲルクハウス」トテ貧民ノ救助授産場アリテ其風俗甚醜【西俗醜】未タ日本ニハアラス
タ美ナラズ某ノ一場ニ寄食スル妻帯ノ者三十名ノ内ニ夫妻正シク眠食ヲ共ニスル者ハ僅ニ一名アルヲ見ズ甚シキハ入場中屢妻ヲ交易シタル者モアリ云々ト

是等ノ醜態ハ必シモ下等社会ニ限ラズ歴々ノ仲間ニモ珍ラシカラヌ事ナリ亜米利加ナドノ新聞紙ヲ見レバ某氏ノ死後ニ遺物ヲ配分セシトシタルトキニ七名ノ未亡人ガ氏ノ生前ニ記シテ渡シ置タル遺言書ヲ銘々ニ携ヘテ一時ニ出現シタリト云フ又或人ハ三四百万円ノ家産ヲ遺シテ病死シタリシニ諸子其配分ヲ争ヒ遺言ノ有効無効ヲ論スル

上ノ針ナリ
ノ未亡父ノ病症ヲ明ニスルガ為ニトテ遂ニ其死体ヲ解剖シタリト云フ又近年英国ニテ最モ貴キ或人ハ和姦ノ事ニ付テ法庭ニ訴ヘラレタル事モアリ亜国ニテ最モ有名ナル耶蘇教師モ同様ノ事ニ付テ被告タリシ事アリ、是等ヲ計フレバ枚挙ニ遑アラズ弟ニシテ兄ヲ殺ス者アリ、父ニシテ子ヲ売ル者アリ、子原告タリ父被告タル者アリ、三ビ嫁シテ三ビ良人ヲ毒殺シタル者アリ実ニ枚挙ニ遑アラズト雖トモ余輩ハ逐一其人ノ姓名ヲ知ラズ、之ヲ知ラザルニ非ズ之ヲ挙ケテ事ノ顛末ヲ記載スルニ忍ヒザルナリ其言酷タ醜ニシテ紙面ヲ汚サン事ヲ恐ル、ナリ況ヤ西洋諸国悪人ノ巢窟ニ非ザルハ固ヨリ論ヲ俟タズ其

本国ニ行テ其人ヲ撰フトキハ品行正雅ニシテ友トス可キ者アリ議論高尚ニシテ師トス可キ者アリ營ニ之ヲ惡マザルノミナラズ之ヲ欽慕シテ措ク事能ハザル者多キニ於テヤ西洋諸国必スシモ醜国ニ非ザルナリ余輩ハ佞令ヒ外国ノ事ヲ評スルニ就テモ心酔者流ガ殊更ニ國惡ノ極度ヲ摘発シテ全体ヲ判断スルノ筆法ヲ學フ者ニ非ズ彼ノ一惡ヲ挙ケテ二善ヲ掩ハントスル者ニ非ズ唯彼ノ國ヲ以テ群聖衆賢ノ叢淵トスルノ心酔論ニ對シテ聊カ不服ノ旨ヲ述ルノミ

論者ハ又西洋諸国ノ自由說ニ心酔シ彼ノ國ヲ以テ自由ノ郷里ト稱シ今ノ西洋諸国ノ如クナレバ自由ノ旨ハ既ニ其至ル所ニ至ルモノト認ルガ如シ余輩ニ於テモ固ヨリ自由ノ說ヲ悦ハザルニ非ス畢生ノ辛苦唯此一說ヲ主張スル程ノ事ナリ又西洋諸国ノ政府ト人民トノ關係ヲ見ルニ其有様都テ日本ナドトハ格別ニシテ民權ノ旨頗ルヨク世間ニ通用シ民間ニ有力ナル人物モ多クシテ官民ノ權力稍ヤ平均ヲ得タルモノナレバ此有様モ羨シカラザルニ非ズト雖トモ今日彼ノ國ノ制度

風俗ヲ以テ自由ノ完全無欠ナルモノトスルノ説ハ万々之二從フ事能ハザルナリ西洋ニテハ貴族ノ法權世祿ヲ廢シテヨリ年既ニ久シク武人殺伐ノ風ハ既ニ其痕跡ヲ見ズト雖トモ通俗民權論（拙著本編ト同時ニ発兌シタルモノ）ニモ云ヘル如ク彼ノ國ニ於テ法律ヲ主張シテ私有ノ權利ヲ争ヒ次第ニ財產ヲ積ミ貯レバ世々子孫之ヲ失フノ憂ナク武門ノ封建世祿ハ變シテ金錢ノ封建世祿ト為リ人民社会相互ノ压制ハ却テ旧ニ異ナラザルモノアリ

伝ヘ聞ク全英國ノ土地ヲ私有スル主人ハ大抵「ロンドン」ニ住居スル富豪ニシテ其數僅ニ三千名ニ過キズ都テ此輩ノ奢侈ハ所謂一擲千金ナルモノニテ其一例ヲ挙げバ或人ノ親シク目撃スル所ニテ夏日十二個ノ密柑ヲ九十円、冬日一把ノ薔薇花ヲ五円ニテ市ニ売買スル者アリシト云フ

顧テ貧人ノ世界ヲ見レバ居ルニ家ナク喰フニ糟糠ナシ五六ノ家族窓モナキ一室ニ雜居シテ夫婦區別アル可ラズ況ヤ長幼ノ序ニ於テヤヤ正ニ是レ渾沌タル穴藏ノ一乾坤、終歲定リタル食事ヲ為サズ終身清潔ナル湯ニ浴セズ其貧苦艱難不潔不行儀殆ト名状スルニ由ナシ貧富ノ格式天淵ノ相違ト云フ可シ

尚甚シキハ中以上ノ人ガ集会シテ政ヲ議シテ法ヲ定メ學者ガ尋常ノ經濟書等ヲ著シテ説ヲ述ルモノヲ見ルニ法ノ精神モ著書ノ趣意モ十二八九ハ大概皆富人ノ為ニ便利ナルモノ多クシテ恰モ貧人ニ因果ヲ論スガ如クナルヲ常トス其趣ヲ形容スレバ貧人ハ貧ヲ以テ分トシテ富人ノ為ニ役セラレヨ、賃錢ノ少ナキヲ憂ル勿レ利足ノ高キヲ怨ム勿レ、日ニ三度ノ食物ハナクモ子供ヲバ教育セヨ、汝等ガ無智文盲

ナル原因ハ父祖ノ代ヨリ貧ナル為ナレトモ其原因ヲ除クハ我輩富人ノ責ニ非ズ兎ニ角ニ今日汝ノ貧ハ汝ノ無智無學ナル為ナレバ富ヲ欲

セバ教育ヲ勉メヨ夫婦ノ間ニ三人ノ子供ヲ生ミ一人ノ腕ニテ養フ可ラザルハ明ナレトモ家族ヲ養フテ子ヲ教ルハ親ノ職分ナレバ之ヲ遁ル可ラズ墮胎ハ禁制ナルゾ、子ヲ生マバ水ト空氣トヲ以テ養フ歟然ラザレバ二人前ノ食物ヲ五人ニ分チ喰フテ我輩富人ノ三五人ニテ才能ス可ラザル所ノ力役ヲ一人ニテ為セヨ、斯ク辛苦スルモ到底富ム可キ路ハナキモノゾト云フニ過キズ甚シキハ己自カラ外妾ヲ養フテ沢山ニ子ヲ生ミ又ハ巧ニ避孕ノ法（註）ヲ行フテ外面ヲ装ヒ却テ貧人ノ子ヲ生ム者ヲ咎メ婚姻ノ時限ヲ定メテ繁殖ノ道ヲ止メントスルニ至レリ慘刻モ亦甚シト云フ可シ一方ニハ此慘刻压制ヲ極メナガラ一方ニハ貧人教育等ノ法ヲ設テ貧院ナリ病院ナリ何某ハ金ヲ寄付シタリ何某ハ食物ヲ給与シタリトテ之ヲ仁人君子ノ如クニ尊敬スルハ何ソヤ

身ニ尺寸ノ功勞ナクシテ父祖ノ身代ヲ讓受ケ其身代ヨリ生スル所ノ財物ヲ以テ貧人ニ惠与スルハ名ハ惠与ナレトモ其実ハ之ヲ貧人ニ取テ其一分ヲ復タ貧人ニ返スニ異ナラズ之ヲ譬ハバ夜陰ニ人ヲ突倒シテ其足ヲ挫キ翌朝コレヲ尋問シテ膏藥ヲ与ルガ如シ仁徳ノ事トスルニ足ラズ、サレトモ今ノ不文乱暴ナル人間世界ニ於テハ此膏藥ヲ与ル者ニテモ姑ク之ニ許ス仁者ノ名ヲ以テセザルヲ得ズ又富人ガ貧人ニ財本ヲ貸シテ利足ヲ取ルノ一事ヲ咎メテ不条理ナリト云フモ今ノ社会ノ仕組ニテハ財本無利足ノ法モ行ハル可ラズ殊ニ貧富懸隔シテ貧者ノ常ニ難渋ナルハ西洋ノミニ限ラズ日本ノ有様モ大抵コレニ

同様ニシテ余輩ノ見込トテモ敢テ一時ニ此压制不自由ノ弊害ヲ除カント云フニ非ズ又独リ西洋ノミヲ咎ルニモ非ズト雖トモ今我ト彼トヲ比較シテ弊害ノ流行孰レノ方ニ甚シト尋ルトキハ特ニ彼ノ国ニ甚シト答ヘザルヲ得ズ然ルニ論者ハ流弊ノ特ニ甚シキ国ヲ指シテ特ニ其弊ナシト云フ即チ余輩ト見ヲ異ニスル所ナリ論者少シク内外ノ事情ヲ詮索スル事アラバ西洋諸国必スシモ自由完全ノ郷里ニアラザルヲ發明ス可シ

(註) 仏蘭西ニハ墮胎及避孕ノ法最モヨク行ハレテ凡ソ仏人ニシテ三人以上ノ子ヲ養フ者ハ甚タ稀ナリ其他英国ニモ亜国ニモ此法ノ行ハレザル国ナシ十年前余ハ亜国免避孕法ノ書ヲ一見シ去年モ英国出版ノ本ヲ見タリ其法ハ明礬綠礬等ヲ適宜ニ水ニ溶カシタルモノ歟又ハ五倍子等ノ煎汁ヲ作テ交合ノ後直ニ之ヲ膈内ニ注入スル事ナリ此外様々ノ法モアラン造作モナキ手段ナレトモ貧民無智困窮ノ身ニシテハ其書ヲ買ヒ其法ヲ求ルノ便ナシ結局何等ノ名法アルモ之ヲ用ル者ハ大抵彼ノ上等社会ニ限り特ニ子ヲ生シデ咎メラル、者ハ無辜ノ貧民ノミ

註

- (1) 孫康莊への教育については、拙稿「大名華族の子弟教育―越前松平康莊の自立への道―」(明治維新史学会編『明治維新史研究 第一一〇号』二〇一四年、一七〇―二七頁)を参照のこと。
- (2) 福沢自著本については、拙著「越前松平家の子弟教育と福沢諭吉」(福沢諭吉協会編『福沢手帖 第一八四号』二〇二〇年、一〇―八頁)で初めて本格的に取り上げた。福沢諭吉の著作については、慶應義塾大学メディア

センターデジタルコレクションにて、初期版本五五タイトル、全一一九冊がデジタル化され、公開されている。

- (3) 「福井藩士履歴7 子弟輩」福井県文書館資料叢書15、二〇一九年、九〇―九一頁。
 - (4) 堀和孝「酒井良明」(福沢諭吉事典編集委員会編『福澤諭吉事典』慶應義塾、二〇一〇年、五〇〇―五〇一頁)。
 - (5) 山本晶「酒井良明を紹介する―中島永元あて福澤諭吉書簡―」(福澤手帖 第一四九号)二〇一一年、一〇―一五頁。『人事興信録 昭和三年版』。
 - (6) 『福井藩士履歴3けしそ』福井県文書館資料叢書11、二〇一五年、一〇七頁。「従六位佐々木千尋特旨ヲ以テ陞叙ノ件」(『官吏進退・明治二十二年官吏進退二十一・叙位一』国立公文書館所蔵)。
 - (7) 小川原正道「帝室論」(前掲『福沢諭吉事典』六四六―六四七頁)。
 - (8) 『越前松平家家譜 慶永4』福井県文書館資料叢書7、二〇一〇年、二六〇頁。
 - (9) 寺崎修編『福沢諭吉著作集 第七卷 通俗民権論 通俗国権論』慶應義塾大学出版会、二〇〇三年、解説。
 - (10) 小川原正道「福沢諭吉の華族批判―その思想的転回と華族門下生の反応について―」(慶應義塾大学法学会編『法学研究―堀津・政治・社会―』第八二号)二〇〇九年、一〇―三四頁)。
- 【謝辞】史料閲覧に際してご協力いただきました越前松平家当主松平宗紀氏、福井市立郷土歴史博物館印牧信明氏、史料解説に際してご助言いただきました東京大学名誉教授宮地正人氏に厚く御礼申し上げます。